

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

(用語の定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 市民 市内に住所を有する人（以下「住民」といいます。）、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。

(2) 市民組織 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。

(3) 事業者 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。

(4) 市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。

(5) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(6) まちづくり 「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。

(7) 自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。

(8) 協働 まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え方行動することをいいます。

説明

ここでは、条例の目的、条例の位置付け、用語の定義を明らかにしています。住みよいまちづくりのためには、市民が主体となり、そこに議会や行政が一緒になって考え、協力していくことが大切です。1条では、このことについて定めています。

また、この条例は、飯田市のまちづくりの基本的なルールを定める大切な条例です。2条では、飯田市が定める他の条例はこの条例が定める内容と整合していかなければならないことと、市が行う仕事もこの条例と整合していかなければならないことを定めています。

この条例は、一人ひとりが進んで守ってゆこうという意思を期待しています。ですから、守らないからといって罰則があるわけではありません。しかし、市議会や行政には、この条例をきちんと守る義務が、市民の皆さんよりも強く求められていることは言うまでもありません。

第2章 自治の基本原則

(自治の基本原則)

第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。

(市民主体の原則)

第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。

2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分發揮することができます。

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。

(参加協働の原則)

第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。